

平成29年6月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年6月20日(火)
午前10時00分～午前10時45分
- 2 開催場所 大治町役場 第2会議室
- 3 出席者 11名
- 4 欠席委員 1人 12番 山中幸男
- 5 議事日程

①	鈴木國一	②	浅井 博	③	吉田慎司	④	若山善之
⑤	山田恵子	⑥	八神一朗	⑦	立松 稔	⑧	成田照幸
⑨	石川 隆	⑩	安井宗一	⑪	吉田佐知枝		

第1 議事録署名委員の指名

議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請書について

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 三輪恒裕

事務局 鈴木昌樹

富田 篤

7 会議の概要

発言者	内容
事務局長 会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつを頂きます。</p> <p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただ今から平成29年第6回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、8番 成田 照幸 委員、9番 石川 隆 委員を議事録署名者に指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p>
事務局	<p>議案第5号、報告第13号、報告14号、報告15号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p> <p>説明いたします。本日は、議案3条1件、報告が4条1件、5条16件、18条が1件です。</p> <p>まず、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。</p> <p>番号1、受付年月日平成29年5月25日、権利の別、所有権、土地の所在 砂子***番、地目 畑、地積145㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、営農規模の拡大。</p> <p>申請書には、農作業従事日数***さん100日、父***さん250日、母***さん250日と記載されています。</p> <p>申請地の現場確認を八神委員と行ったところ、すぐに作付け可能な状態として管理されていました。</p>

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	父、母
農機具の有無	有 トラクター2台
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議頂きますようお願いいたします。

次に、報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年5月30日、処理年月日 平成29年6月2日、土地の所在 三本木***番、地目 田、地積662㎡、届出者***、共同住宅を予定しております。現況については、東は田、西は宅地、南は水路、北は道路です。

次に、報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年4月26日、処理年月日 平成29年5月8日、権利の別 所有権、土地の所在 馬島***番、地目 田、地積212㎡、土地の所在 馬島***番、地目 田、地積277㎡、譲渡人***、譲受人(株)***、住宅建築を予定しております。現況については、***番、東と南は道路、西と北は宅地です。***番、東は宅地、西と北は道路、南は駐車場です。

番号2、受付年月日 平成29年4月28日、処理年月日 平成29年5月11日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子***番、地目 畑、地積157m²、譲渡人***、譲受人 (株)***、駐車場を予定しております。現況については、東と北は田、西と南は道路です。

番号3、受付年月日 平成29年4月28日、処理年月日 平成29年5月11日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積2.10m²、譲渡人***、譲受人 (株)***、駐車場を予定しております。現況については、東と北は田、西と南は道路です。

番号4、受付年月日 平成29年4月28日、処理年月日 平成29年5月11日、権利の別 所有権、土地の所在 砂子***番、地目 田、地積371m²、譲渡人***、譲受人 (株)***、駐車場を予定しています。現況については、東と南は田、西は道路、北は宅地です。

番号5、受付年月日 平成29年5月10日、処理年月日 平成29年5月16日、権利の別 使用貸借権、土地の所在 東條***番、地目 畑、地積699m²、譲渡人***、譲受人***、自己用住宅を予定しています。現況については、東と西と南は道路、北は宅地です。

番号6、受付年月日 平成29年5月11日、処理年月日 平成29年5月16日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 田、地積160m²、譲渡人***、譲受人***、自己用住宅を予定しています。現況については、東と南と北は宅地、西は道路です。

番号7、受付年月日 平成29年5月11日、処理年月日 平成29年5月19日、権利の別 所有権、土地の所在 堀之内***番、地目 田、地積102m²、譲渡人***、譲受人***、住宅建築を予定しています。現況については、東と南と北は畑、西は宅地です。

番号8、受付年月日 平成29年5月12日、処理年月日 平成29年5月22日、権利の別 所有権、土地の所在 北間島***番、地目 田、地積500㎡、土地の所在 北間島***番、地目 田、地積500㎡、譲渡人 (株)***、譲受人 (株)***、分譲住宅を予定しています。現況については、東と南と北は道路、西は宅地です。

番号9、受付年月日 平成29年5月15日、処理年月日 平成29年5月22日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀***番、地目 田、地積247.95㎡、譲渡人 (株)***、譲受人 ***、住宅建築を予定しています。現況については、東と西は畑、南は道路、北は宅地です。

番号10、受付年月日 平成29年5月15日、処理年月日 平成29年5月22日、権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋***番、地目 田、地積340㎡、譲渡人 ***、譲受人 (株)***、分譲住宅を予定しています。現況については、東と南は畑、西と北は道路です。

番号11、受付年月日 平成29年5月16日、処理年月日 平成29年5月22日、権利の別 所有権、土地の所在 三本木***番、地目 畑、地積219㎡、譲渡人 ***、譲受人 ***、住宅建築を予定しています。現況については、東は駐車場、西は宅地、南は畑、北は道路です。

番号12、受付年月日 平成29年5月16日、処理年月日 平成29年5月22日、権利の別 所有権、土地の所在 三本木***番、地目 畑、地積219㎡、譲渡人 ***、譲受人 ***持ち分173分の120、***持ち分173分の53、住宅建築を予定しています。現況については、東は駐車場、西は宅地、南は道路、北は畑です。

番号13、受付年月日 平成29年5月17日、処理年月日 平成29年5月22日、権利の別 所有権、土地の所在 中島***番、地目 田、地積181㎡、土地の所在 中島***番、地目 畑、地積95㎡、譲渡人 ***、譲受人 ***、駐車場を予定していま

す。現況については、東と西と南は畑、北は宅地です。

番号14、受付年月日 平成29年5月19日、処理年月日 平成29年5月29日、権利の別 所有権、土地の所在 花常***番、地目 畑、地積103㎡、譲渡人(株)***、譲受人 *** (株)、住宅建築を予定しています。現況については、東と南は宅地、西は田、北は道路です。

番号15、受付年月日 平成29年5月22日、処理年月日 平成29年5月29日、権利の別 所有権、土地の所在 西條***番、地目 畑、地積251㎡、譲渡人 ***、譲受人(株)***、分譲住宅を予定しています。現況については、東と南は道路、西は宅地、北は畑です。

番号16、受付年月日 平成29年5月23日、処理年月日 平成29年6月1日、権利の別 所有権、土地の所在 中島***番、地目 田、地積33㎡、土地の所在 中島***番、地目 田、地積473㎡、土地の所在 中島***番、地目 田、地積528㎡、土地の所在 中島***番、地目 田、地積498㎡、譲渡人(株)***、譲受人(株)***、駐車場を予定しています。現況については、東と西は駐車場、南と北は水路です。

続いて、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知書について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成29年5月24日、土地の所在 西条***番、地目 畑、地積176㎡、賃貸人 ****、賃借人***、解約の種別については 合意解約、通知の事由については双方からの申出のため賃借契約を解約となっております。

説明は以上です。

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

(質疑なし)

会長

<p>会長</p>	<p>質疑及び意見もないようですので、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第5号については、承認するものとします。</p> <p>長時間にわたりまして、慎重審議を賜りありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>連絡事項の説明を事務局に求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は7月25日 10時30分を予定しております。その際、6月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これを以って、大治町農業委員会第6回総会を閉会いたします。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

鈴木 國一

(委 員)

成田 照幸

(委 員)

石川 隆